

# 調査実施者 追加説明資料

(第108回サービス統計・企業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項等に対する回答)

経済産業省調査統計グループ

総務省統計局

<御指摘事項①>

「組織再編行為の状況」の変更案について、以下の点を検討する必要がある。

- A 合併について、「新設合併」と「吸収合併」の二つの選択肢に分けるべきではないか。
- B 会社分割について、「新設分割」と「吸収分割」の二つの選択肢に分けるべきではないか。
- C 事業譲渡について、「事業・資産の一部を他社に売却」と説明されているが、「資産の一部を他社に売却」するだけでは、通常の事業活動にも該当するため、この説明は修正すべきではないか。
- D 事業譲渡について、「全部事業譲渡」と「一部事業譲渡」の二つの選択肢に分けるべきではないか。
- E 現行調査では存在する「事業譲受」の選択肢が、変更案では削除されているが、引き続き把握する必要はないのか。

【回答】

- A. 「合併」について、「新設合併」と「吸収合併」の二つの選択肢に分けて把握することに対するニーズについて、政策部署にも確認したところ、
- ・御指摘のとおり分類の方が正確であるものの、分類されたデータを利用することが現時点で想定していないこと
  - ・報告者に回答の選択肢を増やすことで、未回答になる懸念があることから、メリット、デメリットを考慮し、申請どおりの選択肢としたい。
- B. 「会社分割」について、「新設分割」と「吸収分割」の二つの選択肢に分けて把握することに対するニーズについて、政策部署にも確認したところ、
- ・御指摘のとおり分類の方が正確であるものの、分類されたデータを利用することが現時点で想定していないこと
  - ・報告者に回答の選択肢を増やすことで、未回答になる懸念があることから、メリット、デメリットを考慮し、申請どおりの選択肢としたい。
- C. 「事業譲渡」について、「資産の一部を他社に売却」するだけでは、通常の事業活動にも該当するというのは御意見のとおり。ただし、本調査では、組織再編行為の内容について選択する前に、直近1年間に組織再編行為の有無を確認し、あった場合、その内容として該当するものを把握する仕組みとしている。このため、通常の事業活動は該当しないことから、「事業・資産」の表記の修正は行わず、申請どおりとしたい。
- D. 「事業譲渡」には、「全部事業譲渡」、「一部事業譲渡」の二つの選択肢に分けて把握することに対するニーズについて、政策部署にも確認したところ、

- ・御指摘のとおりに分類した方が正確であるものの、分類されたデータを利用することが現時点で想定していないこと
- ・ただし、「一部事業譲渡」ではなく「全部事業譲渡」を含む全体の事業譲渡の件数について把握したいとのこと

から、選択肢の表記中、「一部」を外し、網羅的に把握するように表記を修正することとしたい。

E. 「事業譲受」の選択肢を把握する必要について、政策部署にも確認したところ、「事業譲受」については、「事業譲渡」を把握することで、事業譲受を調査しなくとも、ほぼ同程度あるということが推察できることから、把握の必要性はないとのことであった。

ただし、再度、検討した結果、事業譲渡と事業譲受が本調査の対象企業範囲内とは限らず、本調査が我が国企業の全規模、全産業を対象とした調査ではないことから、それぞれ継続して把握した方が各種の利活用にも資するとの結論に至った。このため、事業譲渡と同様、事業譲受も、「一部」の表記を外し、選択肢として削除しないこととして修正することとしたい。

<御指摘事項②>

審査メモのⅡ 1 論点 c に対する回答として、二次利用に支障がないことを挙げているが、本来的には二次利用ではなく、まず、一次利用の状況について確認すべきで、そのことを踏まえ、回答ぶりを修正すべきではないか。

【回答】

御指摘を踏まえ、Ⅱ 1 論点 c に対する回答を以下のとおり修正します。

- 事業の外部委託の状況のうち、関連会社に係る調査項目を削除（表 4 の④）することについては、統計利活用されている内閣府等府省庁にも確認し、該当項目の削除は支障がないこと、当項目を利用している省内政策部署に対してヒアリングを行った結果、重要政策と直接関連するものではなく、削減について問題無い旨の同意を得ていること、また、内閣府等主要府省からの二次利用申請において利用する項目として申請実績がないことから、利活用に支障は無い。

### <御指摘事項③>

科学研究費補助金等については、行政記録情報としてデータベース化が進んでいるため、本調査に、これらの情報を活用できないか検討すべきではないか。

#### 【回答】

科学技術研究費補助金（以下「科研費」という。）に関する申請等の流れを確認したところ、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に研究者情報を登録し、科研費電子申請システムを通じて、応募から実績報告等の手続きを行っている。

また、科研費以外の各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度については、e-Rad を通じて、応募受付から実績報告等の一連の手続きを行っている。

これらのシステムが保有するデータの統計作成への利活用が期待されたが、e-Rad に関しては、利用規約第6条において個人情報の利用目的が限定されており、e-Rad に登録されている個人情報の統計作成への利活用は、現時点ではできないことが分かった。また、科研費に関しても、個人情報の目的外利用は想定されていない上、データ化に要する作業期間（例年12月頃に終了）の面からも統計作成への利活用は困難であることが分かった。

上記の他にも負担の軽減に資する行政記録情報の存在が確認できれば、スケジュールや結果精度の面も含めて、統計作成への利活用の可能性を随時検討して参りたい。

なお、統計作成への利活用が可能な場合は、行政記録情報で代替される項目（外部から受け入れた研究費等）については、当該情報で代替される分を除外して調査に回答することになるため、負担軽減に反することにならないか、大学等にヒアリングを行い、負担軽減の観点も重視して検討して参りたい。

#### e-Rad 利用規約（抜粋）

##### 個人情報の利用目的・取扱い

第6条 本システムにおける個人情報の利用目的の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 応募時等における個人情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供する他、総合科学技術・イノベーション会議において国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的、効率的に総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案を行うため、内閣府に必要な情報を提供すること。
  - 二 研究者に係る情報について、研究者の所属する同一研究機関内における利用や、当該研究者の所属する他の研究機関に提供すること。
  - 三 研究機関における事務担当者に関する情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供すること。
- 2 個人情報の取扱方針は、別に定めるものとする。

(<https://www.e-rad.go.jp/terms.html>)